

## 国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 北海長正会

(単位：円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳							
	国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		法人本部	北広島リハビリセンター療護部	のびのびファイン	障がい者生活支援センターみらい	障がい福祉サービス事業所みなみ	障がい児通所支援事業所みなみ	北広島リハビリセンター特養部四恩園	北広島デイサービスセンター四恩園
前期繰越額				608,478,990	0	141,888,857	126,789	126,789	98,884,238	30,881,455	161,680,225	13,074,828
当期積立額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額			27,063,727	0	8,357,197	29,258	29,258	3,098,338	976,429	6,519,506	787,986
	特別費用の控除項目として計上する取崩額			0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額合計			27,063,727	0	8,357,197	29,258	29,258	3,098,338	976,429	6,519,506	787,986
当期末残高				581,415,263	0	133,531,660	97,531	97,531	95,785,900	29,905,026	155,160,719	12,286,842

- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文9参照)。
2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。

## 国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 北海長正会

(単位：円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳							
	国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		デイホームかたる	ホームヘルプSS四恩園	北広島複合型サービス四恩園	北広島グループホーム四恩園	北広島リハビリセンター診療部	北広島居宅介護支援事業所四恩園	北広島市みなみ高齢者支援センター	サービス付き高齢者向け住宅しおん
前期繰越額				608,478,990	22,521,426	10,663,347	17,572,347	25,545,763	126,789	25,461,544	3,012,166	56,912,427
当期積立額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額			27,063,727	897,818	2,374,553	693,414	773,476	29,258	689,257	176,639	1,631,340
	特別費用の控除項目として計上する取崩額			0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額合計			27,063,727	897,818	2,374,553	693,414	773,476	29,258	689,257	176,639	1,631,340
当期末残高				581,415,263	21,623,608	8,288,794	16,878,933	24,772,287	97,531	24,772,287	2,835,527	55,281,087

- (注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文9参照)。
2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。